

令和三年十二月二十三日付け広島県報（定期）第百号に登載の広島県告示第千九十八号（  
土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の解除）の一部を次のように訂正する。

環境県民局環境保全課長

ページ	行	正	誤
一	二	第十一条第二項	第六条第四項
後ろから二		講じられた汚染の除去等の措置	当該措置区域において講じられた実施措置